

牛久市避難所運営マニュアル

避難所開設・運営の基本方針

避難所は住民の自治による開設・運営を目指します

まず地域の集会場や自治会館等に集合する！
避難は町会や班単位で！



- 地域の集会所等を拠点に安否確認、初期消火活動、救出・救護活動を実施
- ※ 水害の場合は避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)発令時に直接避難。ただし、夜間や溢水等により河川と道路の境界やマンホールの蓋が見えない場合は一時的に2階以上に退避する。

3日間は地域で助け合うこと！
行政は体制が整い次第 支援に！

- 過去の災害事例から、発災直後には住民自治による迅速な取り組みが重要。行政は、市職員の被災、行政機能の低下や人命救助等の応急措置の実施などにより、3日間は地域に入ることが困難。

避難所は被災者が暮らす場所と考え、自立支援、コミュニティ支援の場として取り組みます

【避難所での支援内容】

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 生活場所の提供 | ② 水・食料及び物資の提供 |
| ③ トイレなどの衛生的環境の提供 | ④ 生活情報及び再建情報の提供 |

避難所は長期化も見越して運営する！

- 過去の災害事例から避難所生活は長期化(数箇月)が余儀なくされる
- 地域コミュニティの再生・更なる活性化につながる運営を！

牛久市の避難所開設基準！



【風水害時】※台風、大雨、大風、竜巻、大雪等

- 気象情報及び土砂警戒情報等により、市災害対策本部長(市長)が避難所の開設を必要と認めたとき。

【地震時】

- 牛久市内に、「震度6弱」以上の地震が発生した場合。
- それ以下であっても市内に甚大な被害が発生した場合。

住民による 避難所開設手順・運営のポイント

【避難所の開設準備】

避難所従事職員（市職員）及び施設管理者が、開錠・受入準備（安全点検）を行う。

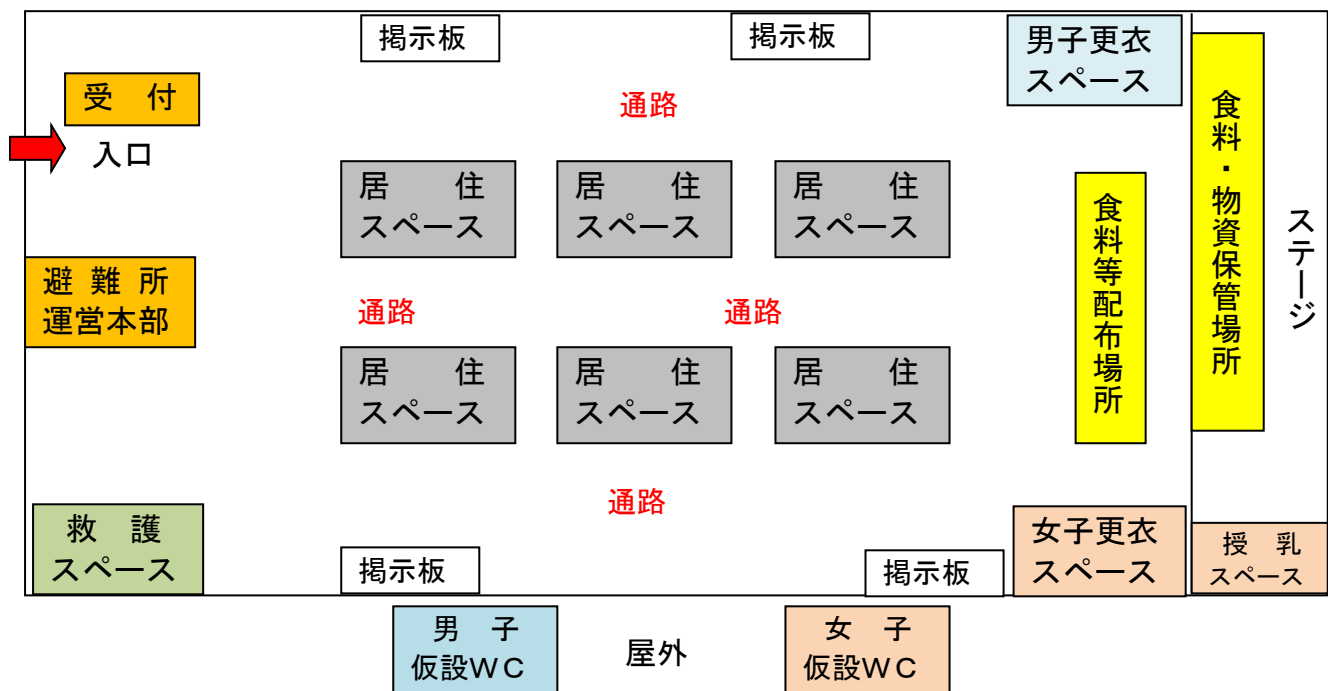
【避難所の開設】

- ① 避難所の開設は、避難所従事職員（市職員）と施設管理者、行政区長、自主防災組織会長等が協力して行う。
- ② 避難所運営委員会を組織し、会長を中心に各班の活動を行う。
[避難所運営委員会のメンバー]
 - ・ 避難所リーダー・・・行政区長及び同役員、自主防災組織会長及び同役員
学校区地区社会福祉協議会、防災士
 - ・ 避難者代表・・・避難した住民代表（各種団体等：子供会、老人会他）
 - ・ 施設管理者・・・学校長、又は公共施設の施設長
 - ・ 避難所従事職員・・・避難所近隣の市役所職員
- ③ 避難所の名簿づくりを迅速に行うことで、円滑な避難所運営につながる。
受付窓口は行政区単位で設置し、各人で避難者名簿を作成し提出する。

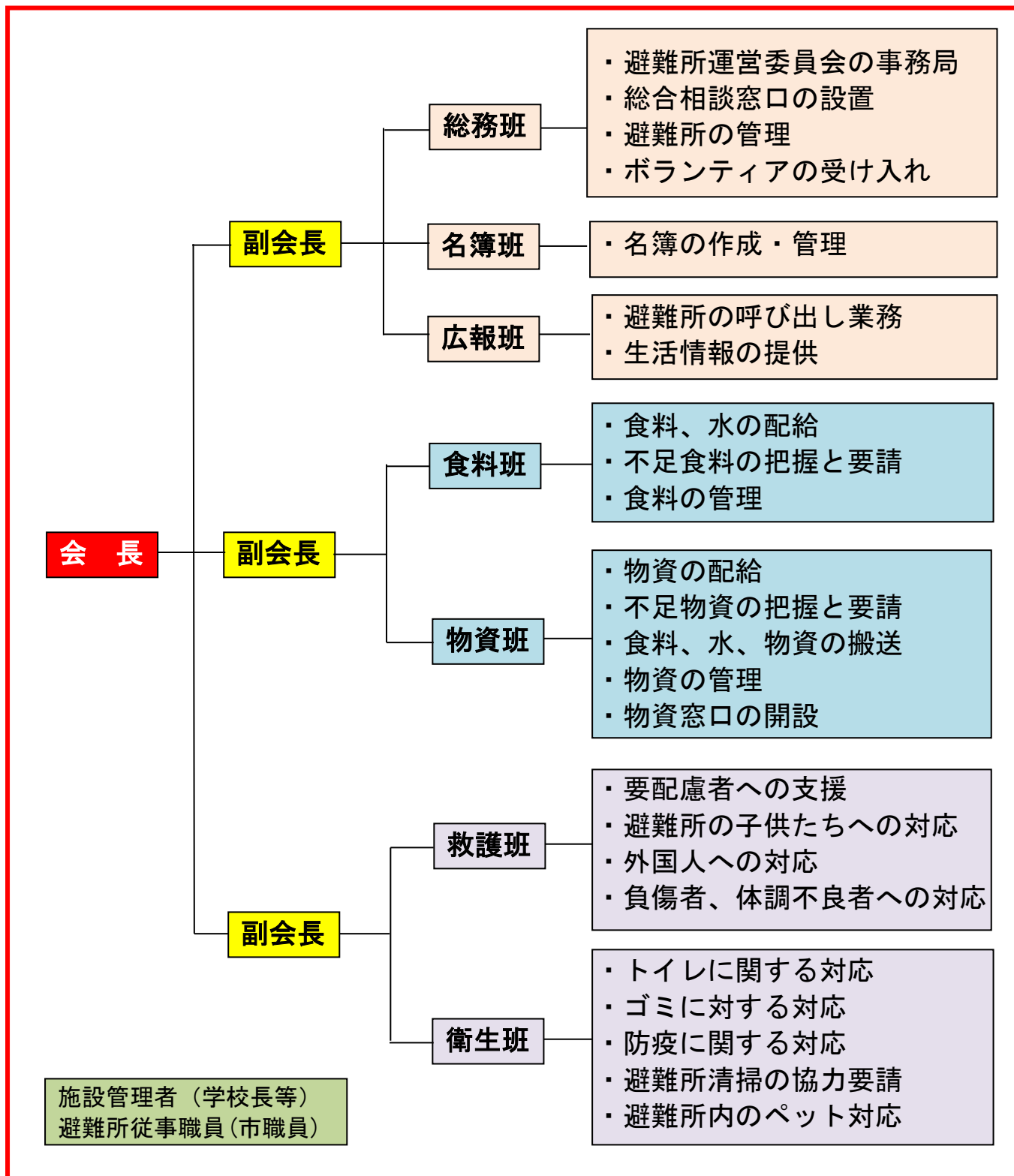
【避難所のレイアウト作り】

- ① まず、通路を作る！ ・ ・ ・ みんなが活動しやすい場所に
 - ② 男女別更衣室は重要！ ・ ・ ・ プライバシーに配慮
 - ③ 情報の整理と共有！ ・ ・ ・ 複数の掲示板や立て看板等の工夫
 - ④ 要配慮者は通路側に！ ・ ・ ・ トイレが使いやすいように
- ※ 「福祉スペース」や「体調不良者」等の一時休憩スペースも大切に！

[レイアウト例]



避難所運営委員会の任務



- ※ 1 会長、副会長、各班長は避難所リーダー、避難者代表より選出する。
副会長及び各班の班員数は、避難所の規模に応じて増減する。
- 2 避難所運営委員会には、女性も参加するなど女性目線での運営を推進する。
- 3 施設管理者(学校長等)及び避難所従事職員(市職員)は、各班には属さない。

避難所運営で配慮が必要なこと

運営のルール作りやお互いに配慮・工夫が必要！

不特定多数の人が混乱状態の中で避難し、生活する避難所では、お互いに配慮しあえるよう工夫が必要になります。

【3つの管理が必要】

衛生管理

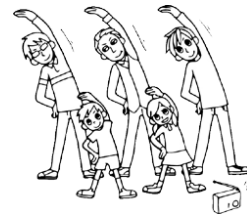
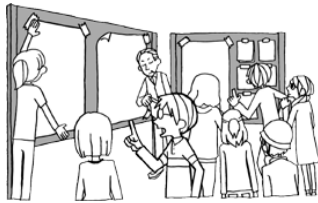
- ※手洗い場と調理場を分別
- ※配食時などは必ず手洗い消毒
- ※マスクを着用
- ※残飯とゴミの分別
残飯のバケツには蓋
- ※手洗い、うがいの徹底

食事管理

- ※身体にやさしい食事
・塩分控えめ、野菜多め
- ※地域の協力で炊き出しを
- ※時間を決めて食事
- ※みんなで一緒に食べるよう心がけ
- ※食べ残し、賞味期限切れは捨てる

健康管理

- ※1日5分でも体を動かす体操を実施
- ※個人の生活管理についてもルール化
・睡眠時間帯の活動制限
・洗面所、更衣室使用制限
- ※原則として飲酒喫煙は禁止
- ※水分補給



その他配慮が必要なこと！

【円滑な運営のために・・・】

- ①情報を常に「見える化にする」
- ②「ペット」への対応
- ③在宅被災者への情報提供、炊き出し、救援物資の配給
- ④生活リズムを決め、生活のルールを作る（起床や消灯の時間、朝礼、健康体操の時間、避難者参加の掃除当番や給食当番など）
- ⑤帰宅困難者への対応

【要配慮者に配慮したみんなにやさしい避難所にするために・・・】

- ①トイレに工夫・・・洋式トイレは高齢者や障害のある人を優先
- ②座った体勢で過ごせる工夫
- ③プライバシーの保護と声かけなどの見守りへの配慮
- ④子供の居場所づくり
- ⑤外国人への情報伝達を工夫



地域で訓練を重ね、本当に災害がやってきたときに、みなさんで助け合うことができるようにしましょう